参考様式第５－１号

8 矢 事 第 552 号
令 和 8 年 10 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

矢祭町長 佐川 正一郎

市町村名 （市町村コード）	矢祭町 （07482）
地域名 （地域内農業集落名）	豊里地区 （金沢、山野井、東舘、上野内、清水内・日向内、竹ノ内、手元、押舘、入宝坂、川岐、高野谷地、小田川、下関第1、下関第2、下関第3、上関、大ぬかり、高野、山下、福住、追分、馬渡戸）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月29日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

本地域は、水稲、露地野菜の生産が行われている他、いちごが多く生産されている。また、農地保全に向けた共同取組活動が活発に行われている。
一方、地域内の高齢化は深刻な問題となっている。アンケートの6割以上の農家では後継者の見込みがない状況となっており、年々耕作放棄地も増加傾向にある。地域の中心となる経営体に農地集積を推進するには限界があることに加えて、地理的な問題等により効率的な農業経営は難しく、個人経営の農家では生産利益も少ないことから、機械等への投資も難しい状況となっている。山間部が農地に隣接している農地が多く、猪等の被害も多大で、農業生産意欲の低下の大きな要因ともなっている。

（2） 地域における農業の将来の在り方

後継者不足の解消を図るため、地域内外からの新たな担い手の確保に向けた取組みを推進する。地域内では、農業者の大半が高齢者となっていることから、後継者の育成を図っていく。
また、農業機械の共同利用等について検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	622 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	412 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、担い手)が連携し農地の集積集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備等の可能性について、今後協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を確保していく。 農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が多い地域であるため、防止対策は必須となる。各種補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣害対策を講じることが必要である。
⑦多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業を活用し、保全管理の活性化に努める。
⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料用米への作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。